

平成29年度第1回宮城県私立学校審議会 議事録

1 日 時 平成29年7月28日（金）午前10時から

2 会 場 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

3 出席者

(1) 出席委員 松良 千廣, 佐々木稲生, 鈴木かな子, 伊藤 宣子, 佐藤 宏郎,
吉岡 弘宗, 小野寺靖子, 千葉 雅保, 鈴木 一樹, 後藤 武俊,
山岸 利次, 阿部 春美, 菅原 通悦

(委員14人中 13名出席)

(2) 欠席委員 佐藤 哲也

4 議題

(1) 委員の所属専門部会の決定

(2) 調査審議事項について

①高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（飛鳥未来きずな高等学校）

②専修学校の廃止について（専門学校創表現研究所）

③幼稚園の廃止について（栄光幼稚園）

(3) その他

5 会議の内容

事務局から審議会運営規程により会議が有効に成立している旨、報告があった。

審議会運営規程により、松良会長が議長となった。

議長は、議事録署名人として伊藤委員と山岸委員を指名した。

(1) 委員の所属の専門部会の決定

平成29年7月1日付けで私立学校審議会委員となった鈴木かな子委員の所属部会について、小学校・中学校・高等学校部会と決定した。

(2) 調査審議事項について

①高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（飛鳥未来きずな高等学校）

事務局から資料により説明を行った。

(松良会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問、御意見等があればお願いいたします。どうぞ、佐藤委員。

(佐藤宏郎委員)

お伺いたします。この審議会の資料を頂いたあたりに、ちょうど産経新聞の記事に三重県の伊賀市のウィッツ青山学園高校の話が出ていたので、改めてこの広域通信制の勉強をしてきました。構造は同じだと思うのですが、卒業に必要な単位が74単位と書いています。ここの高校でも、履修方法としてはメディア学習を行っているのですか。1回20分で年間40回ということは、2回すると1単位になりますが、20分の講座を2回、つまり40分視聴すると1単位、よって、1年間で20単位、3年だと60単位取得でき、74単位から60単位を引くと14単位、これを2泊3日のスクーリングでやると理解してよろしいのでしょうか。

(事務局)

教育課程表におきまして、卒業要件としましては74単位以上修得することと、特別活動に30単位時間参加することとありまして、その74単位以上の単位の取り方につきましては、それぞれの生徒のスクーリングのとり方ですとか、授業の受け方によって変わる部分ですので、基本的には74単位以上修得することと、特別活動に30単位以上参加することで卒業というような要件になっております。

(佐藤宏郎委員)

今のお話ですと、この74単位のほかに、特別なものが30単位あるのですか。合わせて74単位取れば卒業できるという意味ではないのですか。つまり、スクーリングのほかにその特別活動をやって、合わせて74単位をとれば規程上は卒業できるということでしょうか。

(事務局)

要件の74単位の中に、特別活動の30単位も含まれております。

(佐藤宏郎委員)

確認なのですが、ここもメディア学習というのを取り入れているのですか。

(事務局)

インターネットやDVDのメディア学習により、面接指導などの一部免除を取り入れることも可能としておりますので、メディア学習を取り入れているということになります。

(佐藤宏郎委員)

登米本校には、16人の学生が在籍していますよね。普段、その生徒は自宅にいてメディア学習を行っている。そして、スクーリングの時だけ本校に行く。そういうイメージだと思うのですが、そうすると普段学校に学生はいないということでしょうか。

(事務局)

生徒個人が時間割を作成するので、毎日学校に通う生徒もいます。時間割によっては、学校に行く日もあれば、行かない日もあります。学校に行かない日はメディア学習やレポートの作成などを行っているということが考えられます。

(佐藤宏郎委員)

全日制の高校では月曜日から金曜日まで毎日学校に行き、授業を受けたり、部活動を行ったりしている。しかし、通信制高校では毎日学校に行かなくても単位を取れ、3年間で74単位を取れば、高校卒業の資格が取れるわけですね。全日制と比べ非常に緩いような気がしますが、これは制度上やむを得ないということなののでしょうか。もともとそういう制度だから、理解すべきであると、そう受けとめてよろしいのでしょうか。

(事務局)

全日制の高校と比較すると、そのように感じてしまうかもしれませんが、制度上そのようになっております。

(事務局)

私のほうから若干補足させていただきます。

74単位に関しては、高校卒業する必要単位ということで、これは本来全日制の高校であれ、定時制の高校であれ、74単位以上とれば卒業できるということになっております。しかし、普通高校におかれましては、学習指導要領に従いながら、大学進学等も考慮して、74単位を超えて80単位、90単位、100単位を卒業までに取る、そういうような全日制の学校もございます。

通信制の高校に通う子供たちには、さまざまな特性がございます。例えば不登校傾向のある子供たちが高校卒業の認定をいただくというようなことを考えた場合には、毎日通学することは非常に難しいということで、メディア学習を受けたり、レポート等を出したりして単位を取得できる通信制を活用するということになります。

このことから、通信制高校は様々な生徒に対応するということが設けられました。最近では広域通信制、そして株式会社立も可能にした広域通信制というものが出てきており、様々な問題点をその中に抱えることになりました。それに対しては、文部科学省も問題があるのではないかとということで、様々な調査をしながら、しっかりとした学習、そして学力を身につけさせるためにはどのようにしたらいいか、文部科学省のほうも動き出したところでございます。

通常の学校に比べますと、通信制の学校に関しては、特別な事情のある子供たちもいますので、そのようなシステムを利用して高校卒業とすることは、現在の段階としては、若干、緩く見える部分もあると思っております。

(伊藤委員)

面接指導施設というものですが、これはいわゆる個別学習指導を展開するための部屋と考えてよろしいのでしょうか。様々な事情を抱えた子供たちがマンツーマンで学習

する環境が必要だということ、あるいは少人数制で学習することが必要だということで教室数を増やすということなのではないでしょうか。9ページのキャンパスの生徒数を考えてみますと、この面接指導施設を増やさなければならない理由は、生徒数との絡みで出てきているものなのかどうか、それを教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、入学の時期についてです。転入学または編入学は随時入学を許可するとありますが、なぜ4月入学以外に10月にも入学が必要となるのか教えていただきたいです。

(松良会長)

入学というのは、中学生に関することだろうと思いますけれども、事務局お願いします。

(事務局)

まず1点目、面接指導施設の定義的な部分でございますが、飛鳥未来きずな高校の面接指導施設として設けられておりますそれぞれ全国8カ所のキャンパスにつきましては、レポートの添削や個別の面談等を行う施設ということで位置づけられております。

2点目、面接指導施設を追加する理由についてです。今回は3カ所面接指導施設を追加します。大宮とお茶の水については、普通教室やマンツーマンで生徒と教員が指導する教室を増やすということではなく、現在パソコン教室が足りなくなっていることから、使用可能な教室を追加するというものです。

名古屋の面接指導施設につきましては、もともと専修学校が休みである土日や夏休みのような長期期間に集中スクーリングを行うために設置されておりましたが、広く平日の昼間も生徒を受け入れることで、より多くの生徒を受け入れられるように、普通教室等も含めて新たに面接指導施設を追加するものであります。

3点目、入学時期の追加についてですが、10月に新入学生を受け入れられるように、今回追加したいということで、文言の修正になります。いわゆる転入学や編入学につきましては、常時入れるということは最初から想定しておりましたし、今回の修正内容でその点につきまして変わるものではございません。

(松良会長)

ほかにご質問ありますか。吉岡委員、どうぞ。

(吉岡委員)

個別指導施設についてですが、キャンパスが様々な場所にあることは、子供たちにとって本当に便利なものなのかと疑問に思います。例えば仙台を拠点に生活している生徒が沖縄までは行かないと思います。また、受け入れる学生数は、キャンパスの中で余裕がある形での受け入れなのかどうか疑問に思います。この日が空いているとか土日が空いているとかそういう問題ではなくて、キャンパスとしてどういう認可基準で申請して、受入の人数が足りているのか、足りていないのかを判断しているのか。規定的に何もしなければいけない構わないが、受け入れの部分で余裕があるからなのか、子供たちの都合で受け入れということにしているのか、説明をお願いしたい。

次に、教職員についてですが、学則第7章に記載のある職員組織というのは登米本校の16人の生徒のための組織なのか、もしくはこのキャンパス全てを含めての組織なのか教えていただきたい。また、教職員に資格があるのかどうなのかそれも分からないし、兼務でいいのかどうなのかそれも分からないので教えていただきたい。

最後に、学則第5条を見ると、前期・後期の2学期制となっておりますが、次の第6条を見ると、休業日について、小学校と中学校と同じような設定となっております。その意味では、この学校自体は2期制なのか、3期制なのか、見ていて分かりません。何を基準に考えて学期としているのか教えていただきたい。

(事務局)

まず、面接指導施設についてですが、面接指導施設は、本校等に通えない生徒がスクーリングや規定されたレポートの添削等を行うための施設です。全国各地にありますけれども、面接指導施設のある地域に住む生徒がそこに通うというもので、必ずしも本校のある宮城県の生徒が沖縄県に行かなければならないかというものではございません。それぞれの面接指導施設には、面接指導施設というものについてはこうでなければならないとか、教員が何人以上いなければならないというような明確な基準はございませんが、設置認可の段階で教員数等を確認しております。それぞれのキャンパスの教員がそこに通う生徒に対してレポートの添削等を行っております。

次に学期制と休業日の関係についてです。学期制は前期、後期という形で分けております。いわゆる夏休みとか冬休みにつきましては、普通科でも同じかとは思うのですが、夏期休業日や冬期休業日という形で設けておまして、これが冬休みや夏休みというような形で、7月の終わり頃から8月の終わり頃まで、12月の終わり頃から1月の第1週目ぐらいまでというような形をとっているということにつきましてはこれまでの3学期制でやっていたことと同じでございます。夏休みや冬休みをもって学期を分けるという形ではなくて、あくまでも教育課程上、前期や後期に分けており、必ずしも夏休みや冬休みというものによって学期が左右されるものではないということです。

(伊藤委員)

学校施設には普通教室、特別教室、図書室、保健室、職員室等の教室がありますが、この面接指導施設は特別教室の範疇で考えてよろしいのでしょうか。

(事務局)

面接指導施設について先ほど申し上げましたが、基準上、何らかの定義というものがあるわけではございません。しかし、通常の教育を行う上で、机や黒板等があり、先生が生徒を教えられる教育環境にあるか図面や写真等で確認をしております。

(伊藤委員)

面接指導施設が増えるということは、教員数も増えるという認識でよろしいか。

(事務局)

大宮とお茶の水を追加する理由は、生徒が使用するパソコン教室を増やすというものであります。大宮であれば、大宮医療秘書専門学校・大宮こども専門学校内にあるパソコン教室を使用することに伴い学則を修正するものです。また、お茶の水についても同様で、SANKO日本語学校東京内にあるパソコン教室を使用するため、学則を修正するものです。

名古屋については、昼間生徒を受け入れられるように普通教室を含めての申請であります。もともと名古屋については、教員が兼務するような形態で配置されており、19名の教員が小田原キャンパスと兼務しております。その19名の教員が、昼間も教えられるように、名古屋に配属されるということで理解しております。

(佐藤宏郎委員)

先程の職員組織ですが、登米本校のみの話なのでしょうか。それとも全体なのでしょうか。

(事務局)

職員組織については、登米本校だけではなく、それぞれのキャンパスにおいて兼務であったり、本務であったり発令の方法は変わりますが、それぞれのキャンパスにおいて教員が配置されております。

(松良会長)

はい、菅原委員、どうぞ。

(菅原委員)

創立間もない学校ですので、様々な課題が出てくる中、微調整をし、さらに学校を良くしていこうという意気込みは、今の委員の方々へのお答えで分かりました。

その中で、確認したい点がございまして。1点目ですが、教室等を増加し教育活動を充実させたいということですが、教育活動を充実させるための充実の中身はどのようなものでしょうか。また、PC教育あるいはPC活用というのは先ほどの質問の中で分かりましたが、他に想定されていることがあるのかどうか、それから、充実させるための対応地域というのが、この3地域だけなのか、それとも他の地域が想定されているのか、教えていただきたいのですが。

それから2点目です。先ほどの名古屋の話ですと、兼用であったものを昼間という話で説明されていましたが、今回申請のあった施設は、それぞれ専用なのか、兼用なのか、教えていただきたいです。

また、先ほど伊藤委員や他の委員からも質問がありましたが、新入学生の入学の時期を10月に1つ増やせば、入学の機会の増加や外国も含めて他の学校から入りやすい事情もあるのでしょうかけれども、何か他にも理由があるのではないのでしょうか。ましてや、まだ開校から数カ月しか経っていない時期ですので、もう少し別の理由があると考えられますので、もし分かっていたら教えていただきたいです。

最後に、収容定員についてです。全体としての収容定員が3,000名を超える中で、1年目、しかも数カ月とはいえ、名古屋のみならず、0の箇所が数カ所ございます。全体として150程度の入学状況だということで、認可するための議論の中で、定員の問題については私たちも議論してきたのですが、今の時点で学校ではどう評価をされているのか、もしも聞いているのであればお聞きしたいと思います。

(事務局)

まず1点目、教育活動の充実についてですが、大宮とお茶の水はパソコン教室を増やしたいということで申請されており、名古屋につきましては、昼間も生徒を受け入れられるようにしたいということでの申請になります。教育活動の充実というのは、この2つの理由によるものです。他の施設の状況ですが、申請として当課に提出されておりませんが、学校として、もっと生徒を受け入れたい等の様々な考えがあるかとは思いますが、今後何かしらの変更の申請があるのだろうと考えております。

2点目、教室等の兼用につきましては、全国8カ所のそれぞれのキャンパスにつきましては、三幸学園で所有しております専修学校等の建物でありまして、基本的には全ての面接指導施設が専修学校の教室の兼用となっております。ただ、専修学校の活動を阻害することがないように、十分教室等が確保されている建物を使っているということですので、建物、教室の使用については十分考え、使われているものと考えております。

3点目、10月入学についてです。もともと10月の新入学も受け入れたいと考えていたようですが、認可申請時の学則ではそのことが抜け落ちてしまい、「新入学について4月入学を基本とし」という文言になってしまったので、今回平成29年10月からの新入学生もすぐ受け入れられるようにするため学則を変更するものです。同じ学校法人が設置している飛鳥未来高等学校の学則においては、「4月と10月を基本とし」という文言になっておりますので、それに合わせるというものです。

4点目の収容定員について、0人のキャンパスもあることを踏まえ、学校としてどのように評価しているかということですが、面接指導施設の設置の際は、十分教室も確保した上で教員の配置を行っております。生徒がいない状態であることは、恐らく学校でも望ましくないと考えておりますので、今回の名古屋キャンパスのように昼間に生徒を受け入れるような何かしらの変更の申請を行い、今後もっと生徒を受け入れられるように進めていくものと考えております。

(山岸委員)

先ほどの説明で確認したいことがございます。入学の時期について「4月と10月を基本とし」という文言になっており、その一方で「転入学または編入学は随時入学を許可する」という文言があるわけですが、この「基本とし」ということを前提とするのであれば、編入学に限らず、新たな入学に関しても4月、10月以外も受け付けるというような解釈が成立し得るのではないのでしょうか。例えば中学校を卒業して、高校に進学しないと考えていた生徒が、7月や11月に、やはり高校に行きたいということで受験しますとなったときに、学則では「基本とし」だから、解釈の幅があるということで入学を受け付けるという解釈も、可能だと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

「基本とし」という言葉が入っているので、そのように読み込めるというのは間違いないかと思います。しかし、学校としては4月と10月を新入学としての受け入れ時期としているので、もしそのような生徒が出てきた場合に、文言で読み込むかどうかということについては、学校の判断になると思います。

(山岸委員)

細かい質問をしてしまったのですが、あえて質問させていただきました。今回の文言の「&」の修正も含めて、全般的に学校法人がしっかりとした文章を事前にチェックして提出しているのかということに、改めて疑念を生じざるを得ないところです。今回申請がなければ「&」という文字も修正されないわけですよね。しかし、他の文書で正式に名前を出しているにもかかわらず、違う名前を出して、このように文書で申請するというのは、やはり学校法人の姿勢を疑わざるを得ないところであります。今後こういう基本的なことに関して、御指導いただくといいのかなと思いあえて細かいことをお尋ねしました。

(松良会長)

他にございませんか。はい、佐々木委員、どうぞ。

(佐々木委員)

2点ございます。1点目は個人的な感想ですけれども、普通高校と通信制では随分違うなと思いました。問題を抱えた生徒にできるだけ学びの場を提供して将来に繋げるということで、様々な問題を抱えた生徒にできるだけ寄り添って学びの場を設けると。しかし、私が考えるに学校というのは、人と交わり、あるいは体験等をしながら、将来のあり方、生き方を学んでいく場所だと思うのです。それと余りにもかけ離れた状況が生まれはしないのか様々なところで見られるわけです。そういう意味では、特に通信制に関しては、そのバランスなり、整合性なりをしっかりと考えていかなければならないのだと思いました。

それからもう1点は、10月の入学の時期でございますが、他でもそうしているのでここでも足したという話ですが、生徒を増やすために151名の在籍生徒がいる中で、今そういう希望者がいるのでしょうか。そういうところをしっかりと確認した上で、前からあるのですけれども、精査した結果、こちらでも10月の入学が必要であるということであればよく分かるのですが、他でもそうしているからここでもそうするのだというようなことは、少し安易な気がします。しかし、そのような検証等をされた上でここに出てきているのだと思いますが、そのことについてお聞かせ願いたいと思います。

ただ、我々普通高校の学年制ではとても10月入学というのは考えられないわけございまして、4月入学とあるいは転入、編入により対応しておりますが、単位制になれば、そういうことが可能かと考えますので、10月入学に対する希望者の需要がどれぐらいあるのか、もしわかっていれば、聞かせてもらいたいと思います。

(事務局)

1 点目の通信制の高校の仕組みそのものについてですけれども、先ほど事務局から御説明させていただきましたとおり、不登校であった生徒ですとか、何らかの事情があって自主退学した生徒も受け入れられるようにするということですので、全日制の学校と違う部分というのはあってしかるべきなのかなと思います。ただ、それを理由に何か隠れみよになって、学習指導要領にそぐわない学習が行われていないかどうかということについて、今後認可する我々としては、学校に対して確認しなければならないことですので、今後の方向につきましては、少なくともこちらから調査等を行うような仕組みというのがありますので、そのようなことが行われていないかどうかについては、随時学校に対して確認をしてみたいと考えております。

2 点目の10月入学について、もともと10月入学も受け入れたいということを考えて作成されていたところ、抜け落ちてしまったということなので、他の学校でもやっているから増やしたいというよりは、もともと考えていたというのが今回の申請の理由でございます。他の学校において、10月を新入学として見ているかどうかにつきましては、全ての学校について確認したわけではございませんが、少なくとも同法人に設置されております飛鳥未来高等学校につきましては、10月入学も新入学として受け入れているというような状況でございます。

3 点目、希望者につきましては、今現在それぞれのキャンパスで何人ぐらいの生徒が入学を希望しているのかどうかにつきましては、明確な数値というのを把握してはおりません。ただ、資料9ページの生徒数の表を見てもらいますと分かるのとおり、151人のうち新入学生が66人おりました、編入学や転入学で入学する生徒のほうが多いということになっております。4月や10月の新入学に限らず、随時生徒が入ってきておりますので、今後も編入学や転入学、新入学により、生徒数というのが増えていくであろうとこちらでは考えております。

(後藤委員)

今のお答えを伺った上で一つお聞きしたいというか、お願いということになるかと思うのですが、学習指導要領によらないような実践がもしなされていた場合には、指導もあり得るとのお話だったかと思うのですが、4月入学も可、10月入学も可だという話になると、全ての科目を全部録画してあって、いつでもどの科目でも受講できるようにしていなければ、要するにカリキュラム順次制というものができないと思うのです。全てパッケージ化されていて、単位の認定ができるように本当になっているのかということを見てみないと、授業であったり、その学習のプロセスであったり、そういったイメージがどうしても湧かないのです。もちろん法的には問題ないですし、多くの通信制がそういうふうにやっていますと言われてしまえばそれまでなので、認めないというところまでは踏み込めないかもしれません。しかしそうは言っても、こういう映像を見ながら生徒は学んでいますというような情報ぐらいは何かいただかないと、法的には問題ないというところだけ見ってしまうと、とても怖い気がします。

根拠規定になっている施行規則を拝見すると、85条と85条の2を見ると、要は「よらないことができる」が多いですね。もちろん不登校経験者の方への柔軟な対応という

ことが、第一であるわけですが、柔軟さの中に不正が入ってしまうような可能性というのは当然起こり得るわけで、何か取り締まるとかそういう観点なしに、実際どういうプログラムが録画されたものがある、どういう形で学んでいるのかというような情報を、何らかの機会に知るようなことができればいいのかなと思いました。

(伊藤委員)

今の後藤委員の御発言ですけれども、本当にそのとおりだなと思います。何となくぼやっとした形で、自分の頭の中でこうかもしれないなという思いで会が進んでいて、非常に無責任な座り方をしているなと思って苦しいです。やはり全国にこのぐらいの規模で展開されている通信制の学校だということで、校長先生のお働きは相当しんどいのではないかなと思うのです。全国を駆けめぐって単位の認定等を本当にできるのかなと。あるいは、教頭先生がそれぞれの校舎の監督をしているというシステムでもなさそうですね。しかし、以上とあるからどうなのか見えにくいところが多く、この審議会にすることが、ちょっとつらいなというふうには思っております。

(松良会長)

他に御質問はございませんか。

(山岸委員)

情報提供ですけれども、飛鳥未来きずな高校のホームページを見ていたのですが、まだ卒業生が出ていないはずなのに、「進路決定率が高いから卒業後の進路も安心」ということで「進路決定率90.4%」ということで、小さな文字で「姉妹校飛鳥未来高等学校実績」というような書き方がされております。私学審議会で今回の学校を通すときには、あくまでそこは違う高校であり、独自の理念に基づいてやっているということで通ったはずですが。確かに卒業生が出ていないのでわからないことはないのですけれども、このように大きな文字で「90.4%」、かつ小さな文字で「飛鳥未来高等学校実績」というのは、いかがなものかと思うところであります。先ほど申し上げたとおり、全般的に先ほどからお話にもありますが、緩いといいますか、何か当初想定していたものと違うようなものになっていないか懸念がないわけではございません。同じ学校法人ですので、こういうことをやるというのは、それこそ法律的には問題ないのかもしれませんが、何か違和感がありましたので、ぜひ事務局のほうで御確認いただいて、検討といいますか、見ていただけるといいのかなと思いき情報提供しました。

(松良会長)

他にございますか。

(吉岡委員)

私も全然詳しくないのですが、入学に当たって入学金の支払いさえ終われば、誰でも入学できるようなものなのですか。選抜の結果適当と認められたものは全員入学し、その適当と認められたものの中に、前歴の部分があって子供たちも駆け込みのようになると、選

抜するというのとは何かハードルを上げておかないと、大変な子が入ってくるのかと思いましたが。何らかの条件ということではないにしろ、選抜する方法とか、連絡、聞いている部分があれば教えていただきたいと思います。

それから、単位認定の部分というのは、他の高等学校から編入できた場合には、その前歴の単位を認めるかと思うのですが、突合的な部分というのは全然問題ないのでしょうか。工業系や商業系の単位認定と、普通の高等学校の単位認定では、自ずと違って来るような気がします。代替的にこれはこんなふう読み替えますよというものがあるのでしょうか。ましてや数学の話になると、昔は数Ⅰ、数Ⅱ、数Ⅲで済んでいたものが、ここまでは履修しなくてもいいですよと反対に選抜をするような高等学校のカリキュラムができていし、そういう部分が本当にどういう整合性で突合するのか教えていただきたい。

さらに、飛び級というものはあるのでしょうか。要するに、飛び級という表現がないとすると、単位さえ修得すれば、明日には卒業ですよというようになるのか、そのことについても教えていただきたい。

(事務局)

入学の選抜の部分につきましては、学則の第17条で「校長は、入学志願者に対し、入学者の選抜を行う」、第2項において、「面接及び調査書その他必要な書類等を資料として行う」とありまして、基本的には校長の責任においていわゆる入試を行い、その結果として合格と認められるものを合格とこちらでは考えております。その入学者の選抜の方法というのは、それぞれの学校においてそれぞれのやり方で行っておりますので、飛鳥未来きずな高等学校においても、飛鳥未来きずな高等学校としての入試の方法で行っております。その結果として合格者を出しているというようになっております。

単位につきましても、こちらも学校の権限として単位を認めるか、認めないかという判断をしておりますが、学校教育法施行規則第97条の規定に基づきまして、学校として転入前の学校で一部認められていた単位について、必要な修得単位数に含めることができるとありますので、お話がありました全然関係のない科目とか、そういったものは別として、認められる内容の単位につきましては、そちらの学校で認めていた単位ということになりますので、そのまま引き継ぐことができ、学校の判断において、必要に応じてその単位の読み替えを行っているのかと思います。

(事務局)

補足でございます。今ありましたように、入学に関しては学校のほうで入学選抜の方法を決めて実際に行っております。その際一番重要になってくるのは面接だと思います。保護者も含めての面接を通信制のところではよくやっております。それから、調査書ですね。編入、転入の場合に関しては、これが前任校の教育科目の修得、それから履修状況等を確認、審査して、継続的にそれが学習として認められるということであれば、それに引き続いての単位認定ということもでございます。

それから、一般の学校に関してもそうなのですが、文部科学省のほうから転入学に関しては、読み替え等を行い、できる限りそういうものに対応するよというものが出ておりますので、普通の学校でも転校してくる際に、前任校で取っているものに関して読み替

えをすることがございます。

それから、専門性の商業とか工業とか、そういった教科科目の単位に関しては、それは卒業単位に含めることができますので、それ以外の部分に関しての必修の部分を除いて、選択科目として単位修得認定というような形で進められていくかと思います。

こういった形で通信制に関しては、見えない部分が非常にございますので、新設の通信制の学校に関しては、私学文書課としても学校訪問をして、最初のことですので、カリキュラムに関して、また入学者に対しての指導に関して点検する予定でございますので、お知らせしておきます。

(菅原委員)

今事務局のほうからお話がありましたとおり、今日の話も含めて、あるいは認可する経緯の中でも議論したことなども踏まえますと、出来立ての学校ですので様々な課題を持っていると思うのですが、なかなか一般の方々に理解していただくような説明、通信制課程であるがゆえなのか、あるいは通信制課程だからなのか、継続的に訪問指導した上で、機会を見つけて私たちのほうにも、随時報告、連絡をお願いしたいと思います。事務局に対する要望でございます。

以上、審議がなされ、事務局に対する要請があった上で、審議会として了承される。

②専修学校の廃止について（専門学校創表現研究所）

事務局から資料により説明を行った。
特に質疑等なく、審議会として了承される。

③幼稚園の廃止について（栄光幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。
特に質疑等なく、審議会として了承される。

(3) その他

この他特に質疑等は出されなかった。

以下、余白

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

平成 年 月 日

氏名 _____ 印